

貸借対照表 (平成15年 3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	1,045,593	流 動 負 債	1,113,213
現 金 預 金	53,791	支 払 手 形	21,383
受 取 手 形	24,278	工 事 未 払 金	421,066
完 成 工 事 未 収 入 金	369,979	短 期 借 入 金	114,116
有 価 証 券	285	コマーシャル・ペーパー	54,000
販 売 用 不 動 産	48,623	一 年 以 内 償 還 の 社 債	21,000
未 成 工 事 支 出 金	189,240	未 払 法 人 税 等	1,445
開 発 事 業 等 支 出 金	91,203	未 成 工 事 受 入 金	199,178
繰 延 税 金 資 産	71,256	開 発 事 業 等 受 入 金	37,508
未 収 入 金	31,073	預 り 金	187,907
立 替 金	138,994	完 成 工 事 補 償 引 当 金	771
そ の 他 流 動 資 産	36,276	従 業 員 預 り 金	24,546
貸 倒 引 当 金	9,408	そ の 他 流 動 負 債	30,289
固 定 資 産	634,845	固 定 負 債	383,214
有 形 固 定 資 産	265,627	社 債	115,000
建 物 ・ 構 築 物	105,191	長 期 借 入 金	95,684
機 械 ・ 運 搬 具	3,605	土 地 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	9,922
工 具 器 具 ・ 備 品	1,775	退 職 給 付 引 当 金	79,406
土 地	153,060	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,382
建 設 仮 勘 定	1,565	開 発 事 業 関 連 損 失 引 当 金	21,695
そ の 他 有 形 固 定 資 産	429	子 会 社 等 事 業 損 失 引 当 金	20,741
無 形 固 定 資 産	9,819	長 期 預 り 金	24,759
投 資 等	359,398	そ の 他 固 定 負 債	11,623
投 資 有 価 証 券	144,231	負 債 合 計	1,496,428
子 会 社 株 式 ・ 子 会 社 出 資 金	61,101	資 本 の 部	
長 期 貸 付 金	50,016	資 本 金	64,071
破 産 債 権 ・ 更 生 債 権 等	10,490	資 本 剰 余 金	32,147
長 期 前 払 費 用	4,054	資 本 準 備 金	32,147
長 期 繰 延 税 金 資 産	96,952	利 益 剰 余 金	66,585
そ の 他 投 資 等	53,841	利 益 準 備 金	16,017
貸 倒 引 当 金	61,289	任 意 積 立 金	39,901
		海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	3
		圧 縮 未 決 算 積 立 金	487
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	11,513
		別 途 積 立 金	27,897
		当 期 未 処 分 利 益	10,666
		[当 期 利 益]	[8,514]
		土 地 再 評 価 差 額 金	14,413
		株 式 等 評 価 差 額 金	7,070
		自 己 株 式	277
		資 本 合 計	184,010
資 産 合 計	1,680,439	負 債 資 本 合 計	1,680,439

(注) 1 . 重要な会計方針

- (1) 子会社株式及び関連会社株式の評価の方法は、原価法(移動平均法)によっている。
 その他有価証券のうち、時価のある有価証券の評価の方法は期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)、時価のない有価証券の評価の方法は、債券については償却原価法(定額法)、その他については原価法(移動平均法)によっている。
- (2) デリバティブの評価の方法は、原則として時価法によっている。
- (3) 販売用不動産、未成工事支出金及び開発事業等支出金の評価の方法は、原価法(個別法)によっている。
- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっている。
 ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法によっている。
 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
- (5) 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっている。
- (6) 社債発行費は、支出時に全額費用として処理している。
- (7) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (8) 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理または費用の減額処理をしている。
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理または費用の減額処理をすることとしている。
 当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成 14 年 11 月 15 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた。
 なお、当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号)第 47 - 2 項に定める経過措置を適用していない。
 同実務指針第 47 - 2 項に定める経過措置を適用するとした場合、当期の損益に与える影響額は 11,866 百万円(特別利益)と見込まれる。
- (9) 役員退職慰労引当金は、内規に基づく期末要支給額を計上している。
- (10) 開発事業関連損失引当金は、契約条件、開発計画等を個別に検討し、期末における損失見込額を計上している。
- (11) 子会社等事業損失引当金は、子会社等に対する出資金額及び貸付金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上している。
- (12) ヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ処理によっている。
 ただし、その他有価証券の価格変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジ処理によっている。
 なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっている。
- (13) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更

(1) 当期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用している。これによる当期の損益に与える影響は軽微である。

なお、貸借対照表の資本の部については、改正後の「建設業法施行規則」(平成14年6月28日国土交通省令第81号)により作成している。

(2) 当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用している。これによる当期の1株当たりの当期利益に与える影響はない。

3. 有形固定資産の減価償却累計額	162,728	百万円
4. 子会社に対する短期金銭債権	28,559	百万円
子会社に対する長期金銭債権	28,470	百万円
子会社に対する短期金銭債務	85,628	百万円
子会社に対する長期金銭債務	10,403	百万円
5. 商法第290条第1項第6号に規定する配当制限額		
資産の時価評価により増加した純資産額	21,484	百万円
6. 担保に供している資産		
完成工事未収入金	365	百万円
土 地	45	百万円
投資有価証券	1	百万円
長期貸付金	6,110	百万円
7. 保証債務額	187,564	百万円
(うち保証予約等)	82,132	百万円)
8. 1株当たりの当期利益	8	円 86 銭
9. 役員退職慰労引当金、開発事業関連損失引当金及び子会社等事業損失引当金は、商法第287条ノ2に規定する引当金である。		
10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用土地(信託財産を含む。)の再評価を行い、再評価差額に係る税効果相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、税効果相当額控除後の再評価差額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上している。		
(1) 再評価の方法		
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によっている。		
(2) 再評価を行った年月日	平成14年3月31日	
(3) 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	9,489	百万円
11. 地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成16年4月1日以降解消が見込まれるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前期の41.5%から40.8%に変更された。その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が2,342百万円減少し、当期に計上された法人税等調整額の金額が2,426百万円、株式等評価差額金が83百万円、それぞれ増加している。		
また、土地再評価に係る繰延税金負債が176百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。		
12. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。		